８農産第2901号
令和８年10月29日

各地方農政局長
北海道知事
内閣府沖縄総合事務局長　　あて

農林水産省（※１）農産局長

施設園芸の生産現場における省エネルギーに向けた取組強化の徹底について

令和３年５月に策定したみどりの食料システム戦略において、「2050年までに化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行」を掲げているほか、令和６年５月には食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が四半世紀ぶりに改正され、基本理念として「環境と調和のとれた食料システムの確立」が位置付けられたところであり、施設園芸の生産現場における環境に配慮した取組の重要性がますます高まっているところである。

また、燃料価格は、国際情勢や為替の影響により高い水準で推移しており、今般の中東情勢の悪化の影響によりさらに高騰している。

このような中、暖房機器の主な燃料としてＡ重油を使用するなど加温等に多くのエネルギーを消費する施設園芸においては、省エネルギーにより燃料使用量の削減を図ることが、温室効果ガスの排出削減を進める上でも、生産コストの低減を図る上でも重要である。

これまで、農林水産省（※１）農産局では、「施設園芸等の生産現場における省エネルギーに向けた取組強化について」（平成18年５月８日付け18生産第825号農林水産省生産局長通知）を始めとする各種通知や、計画的な省エネルギー化に取り組む産地を支援する施設園芸等燃料価格高騰対策における省エネ加速化特例の新設、省エネ機器・設備の導入等を支援する産地生産基盤パワーアップ事業のうち施設園芸エネルギー転換枠等により、施設園芸における省エネルギー対策を推進してきたところであり、生産現場においても、今年度の加温期に向けて一層の省エネルギー対策に取り組むことが必要である。

このため、施設園芸の生産現場における省エネルギーに向けた取組が的確に行われるよう、貴局管内の都道府県に対して、特に下記の事項について生産現場への周知徹底を図るよう依頼されたい（※２）。

記

１　「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改定２版）」（平成30年10月４日付け30生産第1231号農林水産省生産局長通知）及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定３版）」（令和３年６月22日付け３生産第662号農林水産省生産局長通知）を積極的に活用し、加温開始前の暖房機器の点検整備や加温期における省エネ設備の適切な運転管理の実施により燃料使用量を削減するなど、生産現場における省エネルギー対策の徹底を図る。

２　Ａ重油等の価格動向の把握とコスト分析により現行の栽培方法における経営収支を確認しつつ、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入、内張カーテンの多層化、局所加温技術の導入や省エネルギーに適した品種・作型への転換などを検討する。

（施行注意）
（※１）下線部は、北海道知事及び内閣府沖縄総合事務局長宛てに記載する。
（※２）下線部は、北海道知事宛てには「特に下記の事項について生産現場への周知徹底を図られたい」と記載する。